

回 覧 令和6年5月15日（三股町）代表☎：52-1111

.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
.	.	.	.	.	.	.	.	.	.

◎ 読んだらすぐ隣へ回しましょう

【分 類】	【No.】	【内 容】
〈募 集〉	1	◆わくわく教室の受講生を募集します
	2	◆三股町ファミリー・サポート・センターの「まかせて会員」を募集します ◆令和6年度就業支援講習会「調理師試験準備講習会」の受講生を募集します
	3	◆町営住宅の入居者を募集します【7月1日入居分】
〈お知らせ〉	5	◆「土砂災害防災訓練」を実施します ◆全国瞬時警報システム(Jアラート)の全国一斉情報伝達試験(第1回)を実施します
	6	◆都城・北諸盆地「お口の健康フェスティバル 2024」のお知らせ ◆家内労働(内職)情報をお知らせします
	7	◆高齢者安全運転支援事業(踏み間違い防止)を行っています
〈保健と福祉〉 (高齢者)	8	◆寝たきり老人等介護手当のお知らせ ◆介護用品支給(助成)事業のお知らせ
	9	◆家族介護慰労金のお知らせ



◆子育て支援を「ふるさと納税」で充実させよう

3つの「無料化」の実現を目指そう!!

- 3歳未満児の「保育料」
- 町小中学校の「給食費」
- 高校生までの「医療費」

令和5年4月～3月の本町の状況
一般:7,764件
1億9,611万円
企業:9件
200万円

今後も充実した子育て支援事業を継続できるよう、本町以外にお住まいのご家族、ご親戚、知人、友人などに対し「ふるさと納税」を通じて三股町を応援していただくよう「お声掛け」をお願いします。 三股町長 木佐貫 辰生

【分 類】	【No.】	【内 容】
〈農林畜産業関連〉	9	◆農地の貸し借りの仕組みが変わります
	10	◆畜産農家の皆さんへ 毎月10日・20日・30日は「町内一斉消毒の日」です ◆6月1日は「人権擁護委員の日」です ～人権擁護委員はあなたのまちの相談パートナーです～
〈相 談〉	11	◆「行政相談」を実施します ◆「消費生活無料法律相談」を実施します
	12	◆「無料法律相談」を実施します ◆「ふれあい福祉相談」を実施しています

◆三股町 LINE 公式アカウントの友だちを募集しています

町では、令和4年9月から LINE 公式アカウントを運用しています。
さまざまなまちの情報をお届けしていますので、ぜひ友だち登録をお願いします。


友だち登録はこちらから


町公式サイトはこちらから

◆わくわく教室の受講生を募集します

町教育委員会では、生涯学習「わくわく教室」3教室を次のとおり開催します。
参加を希望する人は、お申し込みください。

①夜の昆虫採集

- 講 師 = 南九州大学 新谷喜紀 教授、環境園芸学部学生
- 教室の内容 = カブトムシなどの昆虫採集に最適な時期に、昆虫博士と一緒に観察と採集をします。
- 開催場所 = 上米公園
- 対象者・定員 = 親子(子:小中高生) 10組(36人程度)
- 開催回数・開催日時 = 全1回 7月26日(金) 午後7時～9時
- 準備するもの = 昆虫を持ち帰る容器、タオル
- 受講料 = 500円

②ものづくり(工作)教室

- 講 師 = 南九州大学 山之内幹 准教授
- 教室の内容 = 簡単にできる木工作品作りとドーナツゲーム(レクリエーション)を行います。
- 開催場所 = 南九州大学 都城キャンパス 本館
- 対象者・定員 = 小中学生 10人
- 開催回数・開催日時 = 全1回 7月27日(土) 午前10時～正午
- 準備するもの = なし
- 受講料 = 250円



申し込みはこちら

③スマートフォン教室

- 講 師 = BTV株式会社
- 教室の内容 = スマートフォンの基本的な使い方や
お悩みを解決します。
- 開催場所 = 町中央公民館
- 対象者・定員 = 成人男女 10人
- 開催回数・開催日時 = 全2回 1回目 7月19日(金) 午後1時～3時
2回目 8月16日(金) 午後1時～3時
- 準備するもの = スマートフォン
- 受講料 = 500円



【わくわく教室について】

- 申込人数が10人未満の場合や申込者のうち7人以上が町内在住または在勤していない場合は、開講することができません。
- 定員を上回る申し込みがあった場合は抽選となります(先着順ではありません)。

【申し込み方法など】

- 二次元コードからの電子申請または、教育課(町中央公民館内)・町役場総合案内窓口にて備え付けの申込用紙に必要事項を記入して、教育課生涯学習係(町中央公民館内)に直接提出してください。
- 受付期間: 5月15日(水)～6月16日(日)
(窓口の受付時間は平日の午前8時30分～午後5時です。)

★お申し込み・お問い合わせは、

町教育委員会 教育課 生涯学習係(町中央公民館内)

☎: 52-9311(直通)、ファクス: 52-9724 をお願いします。

◆三股町ファミリー・サポート・センターの「まかせて会員」を募集します

ファミリー・サポート・センターは、子育てを助けてほしい人(おねがい会員)と子育てを援助したい人(まかせて会員)が助け合いながら子育てを支援する会員組織です。

今回、講習会の開催に合わせて、子育てを援助してくれる「まかせて会員」を募集します。地域で一緒に子育てのお手伝いをしませんか。

■まかせて会員の条件 =

- 町内在住で20歳以上の心身ともに健康な人
- 子育て支援に意欲のある人

■まかせて会員になるには =

- センターが実施する講習会を受講する(全7講義、2日間)
- センターに入会申込書を提出する

■講習会の日程 =

- 日 時：6月19日(水) 午前8時40分～午後3時30分
6月20日(木) 午前8時50分～11時
※2日間とも受講が必要です

○場 所：町総合福祉センター「元気の杜」

○内 容：保健師、管理栄養士、小児科医、心理士、消防士などによる、子ども・子育てに関する講義

○参加費：無料

■活動の内容 =

子どもの預かりや保育園などの施設への送迎など

※預かる子どもの年齢、活動の内容、日時などは選ぶことができます(送迎のみ、預かりのみも可)。

※有償ボランティア活動です(平日1時間あたり600円、土曜・日曜・祝日は800円)。

※補償保険に加入しています(保険料はセンターが負担)。

★お申し込み・お問い合わせは、ファミリー・サポート・センターたんぽぽ

☎:51-5688 をお願いします。



◆令和6年度就業支援講習会「調理師試験準備講習会」の受講生を募集します

■対 象 者 = ○県内のひとり親家庭の母、父または寡婦で調理実務経験が2年以上あり、県が実施する調理師試験を受験する人。
※調理師試験の受験は、6月3日(月)までに、調理技術技能センターへ願書の提出が必要です。

○講習会の全日程に出席できる人

■講座内容 = 調理師試験準備講座

会 場：宮崎県総合保険センター（宮崎市霧島1-1-2）

定 員：20人程度

※先着順になりますので、早めにお申し込みください。

■開催日時 = 8月24日(土) 午前9時～午後5時20分

8月25日(日) 午前9時～午後4時20分（2日間）

■受 講 料 = 無料 ※テキスト代は受講生負担です。宮崎中央食品衛生協会で購入してください。

■申込方法 = 次の書類を準備し、申込期限までにお申し込みください。

①令和6年度就業支援講習会受講申込書

（様式は、宮崎県母子寡婦福祉連合会公式サイトからダウンロードしてください。）

②「児童扶養手当証書」「ひとり親家庭医療費受給資格者証」の写し

■申込期限 = 6月28日(金)

★お申し込み・お問い合わせは、

宮崎県ひとり親福祉連合会

〒880-0007 宮崎市原町 2-22 宮崎県福祉総合センター内

☎/ファクス:0985-22-4696

公式サイト(「宮崎県母子寡婦福祉連合会」で検索) をお願いします。



◆ 町営住宅の入居者を募集します【7月1日入居分】

町営住宅の一部に空室がありますので、入居者の募集を行います。申込方法、申込資格や選考方法などは、申込書類を配付するときに都市整備課窓口で説明します。

1. 申込資格 =

①現在、住宅に困っていることが明らかな人であること。
※原則として、公営住宅に住んでいる人や持ち家がある人は、申し込みできません。

②現在、同居している、または同居しようとする親族(婚約者を含む)があること。
※婚約中の人は、申込日から3カ月以内に結婚(入籍)することが条件です。
※離婚予定者(別居中・離婚調停中の人)は申し込みできません。

例外として、以下の3項目のいずれかに当てはまる場合は、単身者でも申し込みできます。

- ・60歳以上の人
- ・生活保護を受給している人
- ・身体障害者手帳(1級～4級)などの交付を受けている人

※単身者は、中原団地(1DK)のみ申し込みができます。

③市町村民税など、全ての税の滞納がないこと。

④世帯の所得月額が15万8,000円以下であること。
(公営住宅入居資格収入基準)
※裁量世帯(未就学児がいる世帯など)は、所得月額の上限が21万4,000円以下となる場合があります。
※基準額は月額です。

⑤暴力団の構成員でないこと。

⑥自治公民館組織に必ず加入し、団地での共同生活ができる人。

2. 申込書類の配付・受け付け＝

	申込書類の配付	申込受け付け
期 間	5 月 13日(月)～6 月5日(水) (土曜・日曜を除く)	6 月3日(月)～5日(水) (土曜・日曜を除く)
時 間	午前8時30分～午後5時	
場 所	町役場 都市整備課 建築係(2階 ③番窓口)	

※申込書には添付する書類が多数あります。

3. 抽選会 =

申込書類審査合格者のみ抽選会に参加できます。

抽選日時 … 6 月 17日(月)午前10時～

抽選会場 … 町役場4階 第2会議室

※ひとり親世帯、障害者世帯などの優先世帯対象者で、一定の要件を満たす人は当選倍率の優遇があります。

4. 募集団地一覧 =

次のページに掲載しています。

※家賃は申込者の収入などで異なります。

※随時募集実施中

申し込み順に受け付けを行う随時募集も実施しています。また、今回の募集住宅の中で、応募者がいない一部の住宅は、7 月 1 日(月)から随時募集に切り替えます。

★お申込み・お問い合わせは、
都市整備課 建築係(2階 ③番窓口)
☎:52-9066(直通)をお願いします。

■令和6年 6 月 定期募集団地一覧

団地名	小学校区	構 造	建築 年度	戸数	階数	部 屋 号 数	間取り	家 賃 (円)	共益費	エレ ベーター	駐車場 使用料	下水道 使用料	シャワー ・ 網戸	備 考
唐橋	三股西	RC造 3階建て	S53	1	1 階	1	3DK	14,300～ 21,300	○	×	×	×	×	
山王原	三股	RC造 3階建て	S54	1	2階	8	3DK	14,200～ 21,200	○	×	×	×	×	
				1	3階	17	3DK	14,200～ 21,200	○	×	×	×	×	
南原	勝岡	RC造 3階建て	S56	1	1 階	7	3LDK	16,000～ 23,900	○	×	×	×	×	
				1	3階	12	3LDK	16,000～ 23,900	○	×	×	×	×	
			S57	1	2階	22	3LDK	16,300～ 24,200	○	×	×	×	×	
中原	三股西	RC造 3階建て	H18	1	3階	C-74	2DK	20,000～ 29,800	○	○	○	○	○	
				1	3階	C-73	3LDK	25,300～ 37,700	○	○	○	○	○	※4人以上
		RC造 2階建て	H20	1	1 階	E-100	3LDK	25,300～ 37,700	○	×	○	○	○	※4人以上
				1	2階	E-111	1DK	15,100～ 22,400	○	×	○	○	○	※単身可
塚原	三股	RC造 3階建て	H24	1	1 階	B-43	3DK	19,400～ 29,000	○	○	○	○	○	
				1	2階	B-65	3DK	19,400～ 29,000	○	○	○	○	○	
長田	長田	木造	S61	1	－	9	3DK	12,200～ 18,200	○	×	×	×	○	※別途、合併浄化槽の 契約が必要です

※ RC:鉄筋コンクリート

※ ○=あり、×=なし

◆「土砂災害防災訓練」を実施します

雨期が近づき、台風や大雨の被害が心配されます。町では次のとおり土砂災害に対する防災訓練を実施し、情報伝達手段の確認、避難所や避難経路などの確認を行い警戒避難体制の強化を図ります。皆様のご理解とご協力をお願いします。

■実施日時 = 6月2日(日) 午前9時～正午

■実施地域 = 第5地区 ※避難所(講習会場)は第5地区防災センター

■参加機関 = 轟木、仮屋、大野、大八重自治公民館、町、町消防団、
都城土木事務所、都城警察署

■訓練内容 = 情報伝達訓練・避難訓練・土砂災害に関する講習会



★お問い合わせは、
総務課 危機管理係(2階 ②番窓口) ☎:52-1110(直通)
をお願いします。

◆全国瞬時警報システム(Jアラート)の 全国一斉情報伝達試験(第1回)を実施します

国が実施する全国瞬時警報システム【通称:Jアラート】の全国一斉情報伝達訓練(第1回)に合わせて、本町でも情報伝達試験を実施します。

町内各所に設置している防災行政無線のスピーカーから、次の日程で音声が一斉に流れます。ご理解とご協力をお願いします。

■日 時 = 5月22日(水) 午前11時ごろ

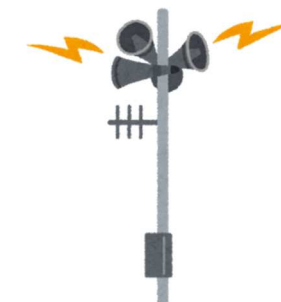
■試験方法 = 防災行政無線(広報塔)を使用します。

■放送内容 = コールサイン(1回鳴らします)⇒
「これは、Jアラートのテストです。」(3回鳴らします)⇒
下りチャイム(1回鳴らします)

※全国瞬時警報システム「Jアラート」は、国が人工衛星を使い、町の防災行政無線を直接起動させて、緊急事態の情報をお知らせするシステムです。

※災害発生や気象状況によっては、情報伝達試験を中止する場合があります。
中止する場合は、町公式サイトなどでお知らせします。

★お問い合わせは、
総務課 危機管理係(2階 ②番窓口) ☎52-1110(直通)
をお願いします。



◆都城・北諸盆地「お口の健康フェスティバル 2024」のお知らせ

三股町・都城市在住の人に向けたお口と歯の健康についてのイベントです。
ぜひ、家族でご参加ください。

■日 時 = 6月8日(土) 午後1時～3時

歯と口の健康週間図画ポスター・標語の展示

6月8日(土) 午後1時～5時

6月9日(日) 午前9時～午後5時

■場 所 = 都城市ウェルネス交流プラザ

都城市蔵原町11-25

■内 容 = ○キッズ体験コーナー

○手形コーナー(先着 200人)

○無料歯科健診(小学生以下はくじ引きもあります)

○矯正相談コーナー

○親と子のよい歯のコンクール など

※フッ素塗布は行いません。

■料 金 = 無料



★お問い合わせは、

一般社団法人 都城市歯科医師会 ☎:24-2218

をお願いします。

◆家内労働(内職)情報をお知らせします



県の就職相談支援センター(家内労働相談窓口)では、
家内労働の情報提供とあっせんを無料で行っています。

◎家内労働をお探しの人へ

ご希望の家内労働がありましたら、就職相談支援センターに気軽にお問い合わせください。電話での相談も受け付けています。

※仕事によっては細かい作業もあり、その他の求人条件が加わる場合があります。

令和6年4月24日現在

仕事の内容	委託地域	工 賃
ソックスかがり、ニット帽かがり	三股町、都城市、 小林市内一部地域	1ダース12(24枚) 400円～450円
干支の置物の絵付けなど	三股町、高原町、 都城市内(要相談)、 小林市内一部地域	1個 10円～50円
部品組み立て、 部品外観検査(キズ汚れなど)	三股町、都城市	1個 0.3円～1.8円
婦人服のホック付け、 ボタン付け、しつけ縫い	三股町、都城市	30円～
自動車用ハーネスのサブ作り	A:三股町、都城市とその近辺 B:三股町、都城市	A・Bともに 1本 4円～20円
大島紬織り	三股町、都城市とその近辺	1反 2万円～4万5千円

◎事業所へ・・・内職委託の際にも、ぜひ当センターをご利用ください！

就職相談支援センター(家内労働相談窓口)では、無料の情報提供とあっせんを行っています。

★お問い合わせは、

都城就職相談支援センター(都城・小林地区)	
所 在 地	都城市北原町24街区21号 宮崎県都城総合庁舎1階 都城県税・総務事務所内
TEL/ファクス	25-0300
受 付 日	月曜～金曜(土曜、日曜、祝日は休み)
受付時間	午前9時～正午、午後1時～5時



をお願いします。詳しい情報は、 で してください。

◆高齢者安全運転支援事業(踏み間違い防止)を行っています

■事業内容 ＝

高齢運転者が安心して運転を続けられるよう、自己の所有する自動車（新車および中古車の購入時の設置は除く）に、後付け安全運転支援装置を設置する人に費用の一部を補助するものです。

（設置する前に、申請が必要です。）

■補助対象装置 ＝

①急発進防止装置

停止時または低速走行時でアクセルペダルを強く踏み込んだ場合に、急発進を防止する装置。

②ペダル踏み間違い時加速抑制装置

停止時または低速走行時に前方および後方の壁や車両を検知している状態でアクセルペダルを踏み込んだ場合に、急加速を防止する装置。

③ATワンペダル

アクセルとブレーキを一体化させた、1つのペダルに足を置いたまま操作する装置。足を右に傾けるとアクセル、踏めばブレーキとなり、アクセルをかけたまままでペダルを踏んだ場合でも、クラッチが外れてアクセルが効かなくなり急停車できる装置。

■補助対象者 ＝

- ①町内に住所がある自動車運転免許保有者で満65歳以上の人
- ②町税などを滞納していない人
- ③同じ年度に、同一世帯で本補助金の交付を受けていない人
- ④都城地区交通安全協会三股支部交通安全研修会に積極的に参加する人
- ⑤町および都城地区交通安全協会三股支部共催の高齢運転研修会などに積極的に参加する人

■補助対象経費および補助額 ＝

補助対象経費	補助金の額
急発進防止装置の装着に要する経費	取り付けに必要な費用の2分の1以内の額（ただし、制限運転者は3分の2以内の額）とし、5万円を上限とする。
ペダル踏み間違い時加速抑制機能装置の装着に要する経費	取り付けに必要な費用の2分の1以内の額（ただし、制限運転者は3分の2以内の額）とし、7万円を上限とする。
ATワンペダルの装着に要する経費	取り付けに必要な費用の2分の1以内の額（ただし、制限運転者は3分の2以内の額）とし、15万円を上限とする。

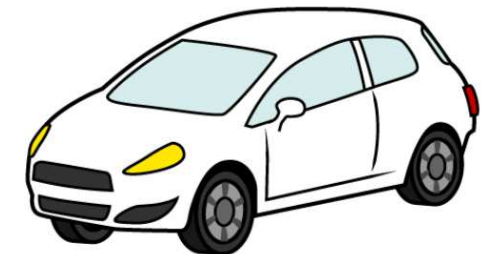
※補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てます。

補助対象経費は、国の「サポカー補助金」を差し引いた自己負担額となります。

■申請方法 ＝

「三股町高齢者安全運転支援事業補助金交付申請書」に、次の書類を添付して提出してください。

- ①見積書の写し
- ②申請者名義の自動車検査証の写し
- ③滞納のない証明書
- ④運転免許証の写し
- ⑤その他町長が必要と認める書類



☆制限運転をはじめましょう ～みやこんじょ・みまたん安心安全運転～

制限運転とは、65歳以上の高齢運転者が自身の体調や運動能力を把握し、自動車を運転する時間帯や場所など自分自身で運転ルールを決め、守ることで交通事故の危険性を減らし、少しでも長く安全運転を続けようという取り組みです。

★お問い合わせは、総務課 危機管理係(2階 ②番窓口)

☎:52-1110(直通) お願いします。

◆寝たきり老人等介護手当のお知らせ

65歳以上の要介護4・5の寝たきり高齢者、認知症高齢者の人を在宅で介護しており、町内に住所がある家族に対し、介護手当を支給します。

■支給金額 =

月1万5,000円

■対象者の条件 =

次のいずれかに当てはまる人

○要介護4・5に認定後、在宅で6か月以上にわたり介護をしている人
(通算月7日以上入院、入所、ショートステイ利用などは除く。)

○前者と同程度以上の寝たきり状態にある高齢者や重度心身障害者を在宅で6か月以上にわたり介護している人
(通算月7日以上入院、入所、ショートステイ利用などは除く。)

※手当の支給を希望する人は事前に申請してください。



★お問い合わせは、

高齢者支援課 介護高齢者係(1階 ⑦番窓口) ☎:52-9062(直通)
をお願いします。

◆介護用品支給(助成)事業のお知らせ

要介護4・5の高齢者を介護しており、町内に住所がある家族に対して、介護用品(紙おむつなど)を購入する費用の一部を助成します。

■対象者の条件 =

次の全てに当てはまる人

○町民税非課税世帯で、要介護度4・5と認定されている人

○施設入所や医療機関へ入院せず在宅で介護をされている人

※ただし月15日未満の入所や入院は在宅介護として扱います。

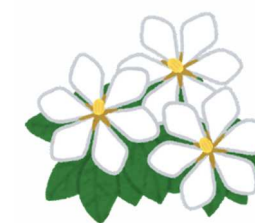
■支給金額 =

月クーポン券 6,000円分(1,000円×6枚)

■支給介護用品 =

紙おむつ、尿取りパッド、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプー、
おむつカバー、防水シート、おしりふき など

※クーポン券の支給を希望する人は事前に申請してください。



★お問い合わせは、

高齢者支援課 介護高齢者係(1階 ⑦番窓口) ☎:52-9062(直通)
をお願いします。

◆家族介護慰労金のお知らせ

要介護高齢者を在宅で介護するご家族で、次の全ての要件を満たす、主たる家族に慰労金を支給します。

■対象者の要件 ＝

- 要介護高齢者が65歳以上で、介護保険の要介護4、5またはこれに相当すること。
- 要介護高齢者と介護する家族が同一世帯であり、無報酬で日常生活を介護していること。
- 申請日の属する年度において、要介護高齢者の世帯全員が住民税非課税であること。
- 過去1年間に、介護保険サービスを利用せず、在宅で介護していること（通算して7日以内の短期入所生活介護または短期入所療養介護のサービスを除く）。
ただし、医療機関に入院した場合は、入院期間を除いて1年以上であること。
- 要介護高齢者と介護する家族が、申請日の1年前から町内に住所があること。

■支給金額 ＝ 年額10万円

※手当の支給を希望する人は事前に申請してください。



★お問い合わせは、
高齢者支援課 介護高齢者係(1階 ⑦番窓口)
☎:52-9062(直通)をお願いします。

農林畜産業関連

◆農地の貸し借りの仕組みが変わります

法改正により、令和7年4月1日から、今まで農業委員会を通じて行っていた農地の貸し借りが、**農地中間管理機構(※)**を通じた貸し借りに一本化されます。

農地中間管理機構を活用すると、様々なメリットがあります。

(※)農地を貸したい人から農地を借り受け、耕作を希望する人に、まとまりのある形で農地を貸し付ける事業を行っている組織です。

【農地を貸したい人】

- 賃借料は農地中間管理機構を経由するので、安心確実です。
- 契約期間満了後、農地は必ず返還されます。 など

【農地を借りたい人】

- 複数の所有者とのやりとりや賃料支払いは、農地中間管理機構に一本化され、事務労力や手数料が軽減されます。
- 長期間、農地を借りることも可能で計画的に営農できます。 など

期限が近づくと、手続きに時間を要することも予想されます。

早めに農地中間管理機構への切り替え手続きをお願いします！



町公式サイトはこちら



★お問い合わせは、
農業振興課 農政企画係(3階 ③番窓口)
☎:52-9087(直通)をお願いします。

◆畜産農家の皆さんへ

毎月10日・20日・30日は「町内一斉消毒の日」です

東アジア地域において、家畜伝染病（口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、豚熱）の発生が継続しています。これらの伝染病が国内農場で発生した場合、一時的な経済的損失のみならず、その後の畜産業の継続に大きな影響が残ります。

畜産農家におかれましては、家畜伝染病への農場防疫意識を高め、より一層の防疫強化をお願いします。

「今一度、発生予防対策の徹底と
畜産農家相互の注意喚起をお願いします」

《 次のことを守りましょう 》

- ① 長靴の履き替え
農場用と外出用の長靴を履き替えることで、長靴に付着したウイルスの侵入を防ぎます。
- ② 踏み込み消毒槽の設置と点検
踏み込み消毒槽は必ず設置し、消毒薬が汚れたら取り替えましょう。
- ③ 農場訪問者の記録と立ち入り規制
農場内への部外者の立ち入りを禁止するほか、畜産関係者や飼料運搬車など、農場に立ち入る人や車がいつ来たかを記録し、保存しておきましょう。
- ④ 早期発見・早期通報
家畜に異常が見られたら、すぐに獣医師または都城家畜保健衛生所（☎：62－5151）に連絡しましょう。

※消毒薬・農場訪問記録用紙は、町役場で配布しています。
農業振興課（3階 ③番窓口）までお越しください。

★お問い合わせは、
農業振興課 畜産振興係（3階 ③番窓口）
☎：52－9088（直通）をお願いします。



相 談

◆6月1日は「人権擁護委員の日」です ～人権擁護委員はあなたのまちの相談パートナーです～

全国人権擁護委員連合会では、人権への理解を深めるため、人権擁護委員法の施行日である6月1日を「人権擁護委員の日」と定めています。これに伴い、町では人権に関する特設相談所を開設します。

いじめ、虐待などの「人権相談」だけでなく、家族関係（夫婦・親子・離婚・扶養・相続）・近隣関係、金銭貸借、借地借家、登記などの問題でお困りの人は、人権擁護委員または宮崎地方法務局都城支局（☎：22－0490）へご相談ください。相談は無料で、秘密は固く守られます。

■特設人権相談 ＝

期 日	6月4日（火）
時 間	午前10時～午後3時
場 所	JR三股駅多目的ホール「M★ういんぐ」
相談委員	くわはた みよこ 葉畑 実余子 、 たけのうち すずこ 竹ノ内 鈴子 ※相談員は、変更になる場合があります

■常設人権相談 ＝

日 時	平日の午前8時30分～午後5時15分
場 所	宮崎地方法務局 都城支局（都城合同庁舎5階相談室）
相談委員	人権擁護委員・法務局職員

◎町内の人権擁護委員

本町で活動する人権擁護委員は、次の6人です。人権擁護委員は、町長が推薦し、法務大臣から委嘱されています。

おおとなり まさはる 大隣 雅春さん ば ば しんご 馬場 真吾さん くわはた みよこ 葉畑 実余子さん
たけのした ようこ 竹之下 洋子さん くろき まさひろ 黒木 正弘さん たけのうち すずこ 竹ノ内 鈴子さん

★お問い合わせは、
・特設人権相談 ＝ 総務課 行政係（2階 ②番窓口）☎：52－1112（直通）
・常設人権相談 ＝ 宮崎地方法務局都城支局 ☎：22－0490をお願いします。

◆「行政相談」を実施します

行政相談は、国の行政全般について皆さんの意見、要望や苦情を聴いて、公正・中立の立場から関係行政機関などに必要なあっせんを行っています。

また、その解決や実現を目指すとともに、皆さんの声を行政の制度・運営の改善に生かしています。

国の仕事、その手続きやサービスで困っていることはありませんか？

相談は無料、予約なしで気軽に利用できます。相談者の秘密は、固く守りますので、気軽にご相談ください。

期 日	6月3日(月)	6月17日(月)
相談委員	やしき かずひさ 屋敷 和久	にしどめ ふみお 西留 文夫
時 間	午前10時～正午	
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」	

※相談委員は、変更になる場合があります。



★お問い合わせは、

総務課 行政係(2階 ②番窓口) ☎:52-1112(直通)
をお願いします。

◆「消費生活無料法律相談」を実施します

町福祉・消費生活相談センターと都城市消費生活センターでは、次の日程で弁護士による「消費生活無料法律相談」を計画しています。町内に住む人が都城市で相談を受けることもできます。お困りのことがありましたら、ぜひご利用ください。

期 日	【三股町】 6月13日(木) 【都城市】 6月28日(金)
時 間	【三股町】 午後1時30分～4時30分 【都城市】 午後1時～4時
場 所	【三股町】 町福祉・消費生活相談センター 【都城市】 消費生活センター(都城市役所北別館2階)
内 容	消費生活上のもめ事や多重債務などの法律的な問題について、弁護士が考え方や解決方法などを助言します。 ※個人の秘密は固く守られます。
申込方法	・相談内容を把握するため、 <u>必ず開催日の2日前までに事前相談、事前予約が必要です。</u> ・消費生活に関する法律相談です(<u>個人間トラブル、相続、事業者からの相談等は対象外</u>)。 ・日程は変更になる場合があります。 ・相談の詳細は、気軽にお問い合わせください。



★お申し込み・お問い合わせは、

町福祉・消費生活相談センター ☎:52-0999

都城市消費生活センター ☎:23-7154 をお願いします。

◆「無料法律相談」を実施します

町社会福祉協議会では、毎月第3水曜日に「法律相談」を実施しています。

期 日	6月19日(水)
時 間	午後1時30分～4時30分
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」
内 容	土地・建物・登記・遺言・結婚・離婚・金銭面でのめめごとなど、法律上のさまざまな相談や悩みごとに対して、司法書士が適切に回答しますので、気軽にご相談ください。 ※秘密は固く守られます。
申込方法	相談は 予約制 です。 人数に制限がありますので、相談希望者は電話か窓口で直接お申し込みください。



★お申し込み・お問い合わせは、
町社会福祉協議会
☎:52-1246 をお願いします。

◆「ふれあい福祉相談」を実施しています

町社会福祉協議会では、生活上のあらゆる問題について、相談を受け付けています。

また、電話での相談も行いますので、気軽にご相談ください。

■相 談 日 =
毎週月曜・水曜・金曜
※祝日は除く

■時 間 =
午前9時～午後5時

■場 所 =
町総合福祉センター「元気の杜」



★お問い合わせは、
町社会福祉協議会
☎:52-1246 をお願いします。